

＜ 消費税法 第76回（令和8年度） 解 答 ＞

〔第一問〕

問1 計30点

(1)

イ

① 新設法人又は特定新規設立法人の納税義務の免除の特例

新たに設立した内国法人が、新設法人又は特定新規設立法人に該当する場合には、その新設法人又は特定新規設立法人の基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間における課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等を除く。以下(1)において同じ。）及び特定課税仕入れについては、納税義務は免除されない。

② 外国法人が国内で事業を開始した場合

その事業年度の基準期間がある外国法人が、その基準期間の末日の翌日以後に国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した場合には、その事業年度については、基準期間がないものとみなして、上記①の規定を適用する。

ロ

＜新設法人又は特定新規設立法人が調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合＞

その新設法人又は特定新規設立法人が、その基準期間がない事業年度（設立2期目）に含まれる各課税期間（簡易課税制度の適用を受ける課税期間を除く。）中に調整対象固定資産(※)の仕入れ等を行った場合には、その仕入れ等の日の属する課税期間からその課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、納税義務は免除されない。

※ 機械装置 150万円≧100万円 ∴調整対象固定資産に該当する

ハ

＜高額特定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例＞

事業者（免税事業者を除く。）が簡易課税制度の適用を受けない課税期間中（設立10期目）に高額特定資産(※)の仕入れ等を行った場合には、その高額特定資産の仕入れ等を行った日の属する課税期間の翌課税期間からその仕入れ等の日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、納税義務は免除されない。

※ 機械装置 1,500万円≧1,000万円 ∴高額特定資産に該当する

ニ

① みなし登録期間

相続により適格請求書発行事業者の事業を承継した相続人（適格請求書発行事業者を除く。）のみなし登録期間（その相続のあった日の翌日から、その相続人が適格請求書発行事業者の登録を受けた日の前日又はその相続に係る適格請求書発行事業者が死亡した日の翌日から4月を経過する日のいずれか早い日までの期間）については、その相続人を登録を受けた事業者とみなして、消費税法の規定を適用する。

② 相続があった場合の納税義務の免除の特例

(イ) その年に相続があった場合

その年において相続があった場合において、その年の基準期間における課税売上高が1,000万円以下である相続人が、その基準期間における課税売上高が1,000万円を超える被相続人の事業を承継したときは、その相続人のその相続のあった日の翌日からその年12月31日までの間における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、納税義務は免除されない。

- (ロ) 前年又は前々年に相続があった場合

その年の前年又は前々年において相続により被相続人の事業を承継した相続人のその年の基準期間における課税売上高が1,000万円以下である場合において、その相続人のその基準期間における課税売上高とその相続に係る被相続人のその基準期間における課税売上高との合計額が1,000万円を超えるときは、その相続人のその年における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、納税義務は免除されない。

(2)

① 納税義務者

- (イ) 国内取引

事業者は、国内において行った課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等を除く。）及び特定課税仕入れにつき、消費税を納める義務がある。

- (ロ) 輸入取引

外国貨物を保税地域から引き取る者は、課税貨物につき、消費税を納める義務がある。

② 納税義務が成立する時期

- (イ) 国内取引

課税資産の譲渡等をした時又は特定課税仕入れをした時に、納税義務が成立する。

- (ロ) 輸入取引

課税貨物を保税地域から引き取る時に納税義務が成立する。

問2 計20点

(1)

① 正誤

誤りである。

② 理由

売上げに係る対価の返還等を行うA社は、適格請求書発行事業者であるため、売上げに係る対価の返還等を受ける甲社に対して、適格返還請求書を交付しなければならない。

なお、A社が甲社に対して行った製品の譲渡は、適格返還請求書を交付することが困難な課税資産の譲渡等ではなく、その売上げに係る対価の返還等に係る税込価額が165,000円（15,000円×10個×1.1）と1万円未満でもないため、適格返還請求書の交付義務は免除されない。

(2)

① 正誤

誤りである。

② 理由

課税事業者であるB社は、簡易課税制度の適用を受けない課税期間中（令和5年10月1日から令和6年9月30日）に、金地金の仕入れ等（令和6年8月14日及び同年9月3日）を行っており、かつ、その金地金等の仕入れ等の金額の合計額が高額である場合（88万円+143万円=231万円 $\geq$ 200万円（税抜処理でも可））に該当するため、基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても、その金地金等の仕入れ等を行った課税期間の翌課税期間からその金地金等の仕入れ等を行った課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、納税義務は免除されない。

従って、令和7年10月1日から令和8年9月30日までの課税期間については、基準期間における課税売上高が950万円かつ特定期間における課税売上高が1,000万円以下ではあるものの、納税義務は免除されず、確定申告を行う必要がある。

また、金地金等の仕入れ等の金額の合計額が高額である場合に該当するときは、その金地金等の仕入れ等を行った課税期間の初日から同日以後3年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間は、簡易課税制度選択届出書を提出することができず、その高額である場合に該当する課税期間の初日からその高額である場合に該当することになった日までの間に簡易課税制度選択届出書を納税地の所轄税務署長に提出していても、その届出書の提出はなかったものとみなされる。

従って、B社が、金地金の仕入れ等を行う以前の令和6年7月31日に提出した消費税簡易課税制度選択届出書の提出はなかったものとみなされることから、令和6年10月1日から令和7年9月30日の課税期間については、簡易課税制度を適用することはできず、原則課税によって確定申告を行う必要がある。

(3)

① 正誤

誤りである。

② 理由

国外事業者であるC社が行ったゲームアプリの配信は電気通信利用役務の提供に該当するが、誰でも利用可能なものであることから事業者向け電気通信利用役務の提供には該当しないため、特定プラットフォーム事業者を介してそのアプリの配信を行い、その対価について特定プラットフォーム事業者を介して収受するものについては、その特定プラットフォーム事業者がその電気通信利用役務の提供を行ったものとみなされる。

従って、C社が行ったゲームアプリの配信は、C社が行った課税資産の譲渡等には該当しないため、令和8年1月1日から同年12月31日までの課税期間について、確定申告を行う必要はない。

(4)

① 正誤

誤りである。

② 理由

租税特別措置法により、大使等に対して免税で課税資産の譲渡等ができるのは、国税庁長官の指定を受けた事業者に限られるが、D社はその指定を受けた事業者ではないため、X国大使館の大使に行った贈答品の譲渡に際し、証明書の提示及び必要事項が記載された書類の提出を受け、その書類を保存している場合であっても、免税販売を行うことはできない。

〔第二問〕 計 50 点

《甲の納付税額又は還付税額の計算》

I 納税義務の判定

計 算 過 程		(単位：円)
(1) ①	$(54,944,632 - 726,253 - 43,211) \times \frac{100}{110} = 49,250,152$	
②	$726,253 \times \frac{100}{108} = 672,456$	
③	① + ② = 49,922,608	
(2)	$354,344 \times \frac{100}{110} = 322,130$	
(3)	(1) - (2) = 49,600,478 > 10,000,000	∴ 納税義務あり

II 課税標準額に対する消費税額の計算

【課税標準額】

計 算 過 程		(単位：円)
(1)	7.8%	
	$(2,205,700 - 107,400 - 82,200) + 942,500 + 1,156,754 + 4,046,545 + (20,315,400 - 759,000 - 878,100)$ $+ 2,468,000 + 1,752,419 + 3,763,170 + 8,075,000 + (13,175,520 - 2,468,000) + 54,412 + 564,720$ $+ 107,400 + 759,000 + 82,200 + 878,100 + 842,685 + 1,278,100 + 761,024 + 257,657 + 764,475 + 840,532$ $+ 396,397 + 726,521 + 71,432 = 61,990,963$ $61,990,963 \times \frac{100}{110} = 56,355,420 \rightarrow 56,355,000$ (千円未満切捨)	
(2)	6.24%	
	$75,600 + 622,080 = 697,680$ $697,680 \times \frac{100}{108} = 646,000$	
(3)	(1) + (2) = 57,001,000	
	金額	57,001,000 円

【課税標準額に対する消費税額】

計 算 過 程		(単位：円)
(1)	7.8%	
	$56,355,000 \times 7.8\% = 4,395,690$	
(2)	6.24%	
	$646,000 \times 6.24\% = 40,310$	
(3)	(1) + (2) = 4,436,000	
	金額	4,436,000 円

Ⅲ 仕入れに係る消費税額の計算等

【仕入れに係る消費税額】

計 算 過 程	(単位：円)
(1) 簡易課税制度の適用の有無の判定	
① 簡易課税制度選択届出書の提出あり	
② $49,600,478 \leq 50,000,000$ $\therefore$ 簡易課税制度適用あり	
(2) 業種別売上割合	
① 第一種事業 ($\frac{①}{⑥} \div 12.7\%$)	
(イ) 7.8%	
イ $(2,205,700 - 107,400 - 82,200) + 942,500 + 1,156,754 + 4,046,545 = 8,161,899$	
$8,161,899 \times \frac{100}{110} = 7,419,908$	
ロ $315,700 \times \frac{100}{110} = 287,000$	
ハ イ - ロ = 7,132,908	
(ロ) 6.24%	
$75,600 \times \frac{100}{108} = 70,000$	
(ハ) (イ) + (ロ) = 7,202,908	
② 第二種事業 ($\frac{②}{⑥} \div 43.6\%$)	
(イ) 7.8%	
イ $(20,315,400 - 759,000 - 878,100) + 2,468,000 + 1,752,419 + 3,763,170 = 26,661,889$	
$26,661,889 \times \frac{100}{110} = 24,238,080$	
ロ $143,500 \times \frac{100}{110} = 130,454$	
ハ イ - ロ = 24,107,626	
(ロ) 6.24%	
$622,080 \times \frac{100}{108} = 576,000$	
(ハ) (イ) + (ロ) = 24,683,626	
③ 第三種事業 ($\frac{③}{⑥} \div 30.1\%$)	
$8,075,000 + (13,175,520 - 2,468,000) = 18,782,520$	
$18,782,520 \times \frac{100}{110} = 17,075,018$	
④ 第四種事業 ($\frac{④}{⑥} \div 0.9\%$)	
$54,412 + 564,720 = 619,132$	
$619,132 \times \frac{100}{110} = 562,847$	

⑤ 第五種事業 ($\frac{⑤}{⑥} \div 12.4\%$)

$$(イ) \quad 107,400 + 759,000 + 82,200 + 878,100 + 842,685 + 1,278,100 + 761,024 + 257,657 + 764,475 \\ + 840,532 + 396,397 + 726,521 + 71,432 = 7,765,523$$

$$7,765,523 \times \frac{100}{110} = 7,059,566$$

$$(ロ) \quad 42,115 \times \frac{100}{110} = 38,286$$

$$(ハ) \quad (イ) - (ロ) = 7,021,280$$

⑥ ①+②+③+④+⑤=56,545,679

(3) 業種別消費税額

① 第一種事業

$$(イ) \quad 7.8\%$$

$$イ \quad 8,161,899 \times \frac{7.8}{110} = 578,752$$

$$ロ \quad 315,700 \times \frac{7.8}{110} = 22,386$$

$$ハ \quad イ - ロ = 556,366$$

$$(ロ) \quad 6.24\%$$

$$75,600 \times \frac{6.24}{108} = 4,368$$

$$(ハ) \quad (イ) + (ロ) = 560,734$$

② 第二種事業

$$(イ) \quad 7.8\%$$

$$イ \quad 26,661,889 \times \frac{7.8}{110} = 1,890,570$$

$$ロ \quad 143,500 \times \frac{7.8}{110} = 10,175$$

$$ハ \quad イ - ロ = 1,880,395$$

$$(ロ) \quad 6.24\%$$

$$622,080 \times \frac{6.24}{108} = 35,942$$

$$(ハ) \quad (イ) + (ロ) = 1,916,337$$

③ 第三種事業

$$18,782,520 \times \frac{7.8}{110} = 1,331,851$$

④ 第四種事業

$$619,132 \times \frac{7.8}{110} = 43,902$$

⑤ 第五種事業

$$(イ) \quad 7,765,523 \times \frac{7.8}{110} = 550,646$$

$$(ロ) \quad 42,115 \times \frac{7.8}{110} = 2,986$$

$$(ハ) \quad (イ) - (ロ) = 547,660$$

⑥ ①+②+③+④+⑤=4,400,484

計 算 過 程		(単位：円)
(4) 仕入れに係る消費税額		
① 基礎税額		
$4,436,000 - 35,547 = 4,400,453$		
② 原則		
$\textcircled{1} \times \frac{(3)\textcircled{1} \times 90\% + (3)\textcircled{2} \times 80\% + (3)\textcircled{3} \times 70\% + (3)\textcircled{4} \times 60\% + (3)\textcircled{5} \times 50\%}{(3)\textcircled{6}} = 3,270,171$		
③ 特例		
(イ) 第二種事業 $43.6\% < 75\%$ $\therefore$ 適用なし		
(ロ) 第二種事業と第三種事業 $43.6\% + 30.1\% = 73.7\% < 75\%$ $\therefore$ 適用なし		
④ ② > ③ $\therefore 3,270,171$		
金	3,270,171 円	
額		

【売上げに係る対価の返還等に係る消費税額】

計 算 過 程		(単位：円)
$(315,700 + 143,500 + 42,115) \times \frac{7.8}{110} = 35,547$		
金	35,547 円	
額		

【貸倒れに係る消費税額】

計 算 過 程		(単位：円)
$154,000 \times \frac{7.8}{110} = 10,920$		
金	10,920 円	
額		

IV 差引税額及び控除不足還付税額の計算

計 算 過 程		(単位：円)
$4,436,000 - (3,270,171 + 35,547 + 10,920) = 1,119,362 \rightarrow 1,119,300$ (百円未満切捨)		
金	1,119,300 円	
額		

V 中間納付税額の計算

計 算 過 程 (単位：円)	
(1) 一月中間申告 $\frac{1,008,200}{12} = 84,016 \leq 4,000,000 \quad \therefore \text{適用なし}$	
(2) 三月中間申告 $\frac{1,008,200}{12} \times 3 \text{ 回} = 252,049 \leq 1,000,000 \quad \therefore \text{適用なし}$	
(3) 六月中間申告 ① $\frac{1,008,200}{12} \times 6 \text{ 回} = 504,099 > 240,000 \quad \therefore \text{適用あり}$ ② 504,099 → 504,000 (百円未満切捨て)	
(4) (1) + (2) + (3) = 504,000	
金 額	504,000 円

VI 納付税額又は中間納付還付税額の計算

計 算 過 程 (単位：円)	金 額
1,119,300 - 504,000 = 615,300	615,300 円

《乙の納付税額又は還付税額の計算》

I 納税義務の判定

計 算 過 程	(単位：円)
(1) 原則	
① $0 \leq 10,000,000$	
②(イ) 令和8年1月1日～令和8年9月30日→適格請求書発行事業者に該当しない	
(ロ) 令和8年10月1日～令和8年12月14日→みなし登録期間に該当し適格請求書発行事業者に該当する	
(ハ) 令和8年12月15日～令和8年12月31日→登録により適格請求書発行事業者に該当する	
(2) 特定期間	
$0 \leq 10,000,000$	$\therefore$ 令和8年1月1日～令和8年9月30日 納税義務なし 令和8年10月1日～令和8年12月31日 納税義務あり

II 課税標準額に対する消費税額の計算

【課税標準額】

計 算 過 程	(単位：円)		
(1) 7.8%			
$1,542,542 + 5,501,468 + 275,000 + 3,463,020 + 63,542 + 135,240 + 531,420 + 1,687,211 + 527,260$ $+ 373,776 + 68,163 + 300,985 + 798,666 + 225,967 + 3,042,872 + 3,844,000 + (1,286,550 - 450,000)$ $+ (\text{注}) @600 \times 5 + 213,256 + 21,080 + 180,600 = 23,635,618$ $23,635,618 \times \frac{100}{110} = 21,486,925 \rightarrow 21,486,000$ (注) みなし譲渡 $600 > 1,000 \times 50\% \therefore 600$			
(2) 6.24%			
$16,200 + 46,080 + 450,000 = 512,280$ $512,280 \times \frac{100}{108} = 474,333 \rightarrow 474,000$			
(3) (1) + (2) = 21,960,000			
	<table border="1"> <tr> <td>金 額</td> <td>21,960,000 円</td> </tr> </table>	金 額	21,960,000 円
金 額	21,960,000 円		

【課税標準額に対する消費税額】

計 算 過 程	(単位：円)		
(1) 7.8%			
$21,486,000 \times 7.8\% = 1,675,908$			
(2) 6.24%			
$474,000 \times 6.24\% = 29,577$			
(3) (1) + (2) = 1,705,485			
	<table border="1"> <tr> <td>金 額</td> <td>1,705,485 円</td> </tr> </table>	金 額	1,705,485 円
金 額	1,705,485 円		

Ⅲ 仕入れに係る消費税額の計算等

【仕入れに係る消費税額】

計 算 過 程				(単位：円)
(1) 課税売上割合				
① $21,486,925 + 474,333 = 21,961,258$				
②(イ) $39,010 \times \frac{100}{110} = 35,463$				
(ロ) $75,000$				
(ハ) $(イ) + (ロ) = 110,463$				
③ $① - ② = 21,850,795$				
④ $\frac{③}{③} = \frac{21,850,795}{21,850,795} = 100\% \geq 95\%$				
⑤ $28,391,541 + 21,850,795 = 50,242,336 \leq 500,000,000 \quad \therefore \text{全額控除}$				
(2) 区分経理及び税額 (※全額控除のため、区分経理していなくても可)				
① 課税資産の譲渡等に係るもの				
(イ) 課税仕入れに係る消費税額				
イ 7.8%				
(a) $8,014,513 + 3,551,400 + (1,627,394 - 187,000) + 400,000 + 289,520 + 247,673 = 13,943,500$				
$13,943,500 \times \frac{7.8}{110} = 988,720$				
(b) $187,000 + 50,000 = 237,000$				
$237,000 \times \frac{7.8}{110} \times 50\% = 8,402$				
(c) $(a) + (b) = 997,122$				
ロ 6.24%				
(a) $292,068 - 120,000 = 172,068$				
$172,068 \times \frac{6.24}{108} = 9,941$				
(b) $120,000 \times \frac{6.24}{108} \times 50\% = 3,466$				
(c) $(a) + (b) = 13,407$				
ハ $イ + ロ = 1,010,529$				
(ロ) 棚卸資産に係る消費税額				
イ 7.8%				
$(794,577 - 25,920) \times \frac{7.8}{110} = 54,504$				
ロ 6.24%				
$25,920 \times \frac{6.24}{108} = 1,497$				
ハ $イ + ロ = 56,001$				
(ハ) 課税仕入れに係る対価の返還等に係る消費税額				
$83,170 \times \frac{7.8}{110} = 5,897$				
(ニ) $(イ) + (ロ) - (ハ) = 1,060,633$				

計 算 過 程		(単位：円)
② 共通して要するもの		
(イ) 7.8%		
イ $56,320 + (240,000 - 50,000) + (84,120 - 32,400 - 20,000) + (920,394 - 23,447) + (79,909 - 25,464)$		
$+ 89,100 + 34,000 + (146,559 - 14,100 - 30,000) + 339,218 + 126,041 = 1,920,250$		
$1,920,250 \times \frac{7.8}{110} = 136,163$		
ロ $50,000 \times \frac{7.8}{110} \times 50\% = 1,772$		
ハ イ + ロ = 137,935		
(ロ) 6.24%		
$32,400 + 25,464 + 14,100 = 71,964$		
$71,964 \times \frac{6.24}{108} = 4,157$		
(ハ) (イ) + (ロ) = 142,092		
③ 合計		
(イ) 課税仕入れに係る消費税額		
イ 7.8%		
(a) $13,943,500 + 1,920,250 = 15,863,750$		
$15,863,750 \times \frac{7.8}{110} = 1,124,884$		
(b) $237,000 + 50,000 = 287,000$		
$287,000 \times \frac{7.8}{110} \times 50\% = 10,175$		
(c) (a) + (b) = 1,135,059		
ロ 6.24%		
(a) $172,068 + 71,964 = 244,032$		
$244,032 \times \frac{6.24}{108} = 14,099$		
(b) 3,466		
(c) (a) + (b) = 17,565		
ハ イ + ロ = 1,152,624		
(ロ) 棚卸資産に係る消費税額		
56,001		
(ハ) 課税仕入れに係る対価の返還等に係る消費税額		
5,897		
(ニ) (イ) + (ロ) - (ハ) = 1,202,728		
(3) 2割特例の適用の有無の判定		
49,600,478 > 10,000,000 ∴ 相続特例の適用対象であるため2割特例の適用なし		
金 額		1,202,728 円

【売上げに係る対価の返還等に係る消費税額】

計 算 過 程 (単位：円)		
$39,010 \times \frac{7.8}{110} = 2,766$		
	金 額	2,766 円

【貸倒れに係る消費税額】

計 算 過 程 (単位：円)		
	金 額	0 円

IV 差引税額及び控除不足還付税額の計算

計 算 過 程 (単位：円)		
$1,705,485 - (1,202,728 + 2,766) = 499,991 \rightarrow 499,900$ (百円未満切捨)		
	金 額	499,900 円

V 中間納付税額の計算

計 算 過 程 (単位：円)		
	金 額	0 円

VI 納付税額又は中間納付還付税額の計算

計 算 過 程 (単位：円)		
	金 額	499,900 円